

## 第34回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月12日(月)午後2時から午後2時32分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(10人)

会	長	14番	前川正人						
委	員	2番	唯野哲夫	3番	目黒正一				
		5番	佐藤雄一	6番	三國実加				
		7番	丹野義基	10番	後藤義昭				
		11番	山田秀晴	12番	武島竜太				
		13番	佐藤陽子						

4. 欠席した農業委員(1人)

9番 岩本一夫

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	渡部賢治
事務局農地係長	佐々木国秀
事務局主査	大河原康平
事務局主事	佐藤真一郎

## 7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 人事の発令について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況確認証明申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第5号 令和3年度第1号農用地利用集積計画について

## 8. 会議の概要

事務局長        それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。  
                         一同「礼」。着席願います。

議 長            本日は、第34回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、  
委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。  
                         それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律  
第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに  
第34回相馬市農業委員会総会を開会いたします。  
                         本日の欠席の届出は、9番岩本一夫委員です。  
                         日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。  
局長。

事務局長        それでは、先月総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。  
お手元に諸般の報告、資料準備しておりますのでご覧ください。3  
月24日、水曜日、杉妻会館において、福島県農業会議第33回理  
事会及び第61回常設審議委員会が開催されまして、前川会長が  
出席しております。3月30日、火曜日、議案を配布させていただ  
いております。3月31日、水曜日、前川会長より事務局職員の3  
月31日付け人事異動に伴う出向辞令交付を行っております。4  
月1日、木曜日、前川会長より事務局職員の4月1日付け人事異動  
に伴う辞令交付を行っております。4月5日、月曜日、本日の総会  
に向けて、現地調査を行っております。報告は、以上でございます。

議 長            次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。3番目黒正一  
委員、5番佐藤雄一委員、ご両名を指名いたします。  
                         次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、  
本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長            ご異議なしと認めます。  
                         よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。  
                         次に日程第4、議事に入ります。報告第1号専決処分についてを  
議題といたします。(1)人事の発令について、事務局の説明を求

めます。事務局。

事務局            それでは、報告第1号専決処分についてご説明いたします。(1) 人事の発令について、3月31日付け出向関係について、相馬市に出向を命ずる、事務局長四栗和広。同じく、相馬市に出向を命ずる、事務局主事芳賀純平。次に、4月1日付け異動関係について、生活環境課長・放射能対策室長志賀謙寿、相馬市農業委員会職員に任命する。事務局長に補する。続きまして、健康福祉課主事佐藤真一郎、相馬市農業委員会職員に任命する。事務局主事を命ずる。

                  農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定によって、職員は農業委員会が任免することとなっております。すなわち、本来ですと農業委員会の議決によって任免される訳であります。しかしながら、人事発令は総会前に行われておりますので、専決処分によって決定したところであります。

                  なお、四栗局長におかれましては、4月1日付けで相馬方部衛生組合事務局総務課長として、芳賀主事におかれましては、建設部下水道課主事として、その任務に就いております。報告第1号につきましては、以上でございます。

議 長            質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長            質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

                  ここで、異動のあった職員より、ごあいさつをお願いします。

事務局長            4月1日付け事務局職員の人事異動により、事務局長を拝命いたしました志賀謙寿と申します。どうぞよろしく願いいたします。

佐藤主事            新たに農業委員会事務局に配属されました佐藤真一郎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

議 長            次に、報告第2号報告事項についてを議題といたします。(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、(2) 農地転用許

可に係る工事完了報告について、(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、(5) 農地使用貸借合意解約届出について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は2件の報告を受理いたしました。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は14件の報告がございました。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は5件の届出を受理いたしました。こちらは、すべて相続による農地の取得となっております。農業委員会によるあっせん希望等はございません。(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は10件の通知書を受理いたしました。こちらは、農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由につきましては、全て耕作者都合のためとなっております。(5) 農地使用貸借合意解約届出について、今月は、1件の届出を受理いたしました。こちらは、親子間での無償での貸借契約における解約となっております。解約理由につきましては、耕作者変更のためとなっております。報告は以上となります。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容についてご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地につきましては、議案書に記

載のとおりでございます。事業概要は、農業用倉庫、通路用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の确实性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、申請人所有の宅地がございます。添付書類として、地元水利組合の排水同意書を添付いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地につきましては、議案書に記載のとおりでございます。事業概要は、太陽光発電設備用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から1ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の确实性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電設備認定の写し、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。7番丹野義基委員お願いいたします。

7番 議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件、2番案件についてご報告いたします。去る4月5日に、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行ってきましたので、その結果を代表してご報告いたします。

最初に1番案件について、申請人の住所、氏名、そして申請地の所在や転用後の用途等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地なので、第1種農地であります。しかし、この案件は、議案書に記載のとおり農業用施設と、そのための通路を整備するものです。したがって、不許可の例外事業の集落接続事業に該当します。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、農業用施設の整備とその通路用地ということで、他の場所では不可能であります。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査

にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて2番案件について報告します。申請人の住所、氏名、そして申請地の所在や転用後の用途等については、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電設備用地であります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林、原野等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の規模の小集団農地の区域内にある農地で、その他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断いたしました。次に、許可基準第2号は、代替地の検討もしましたが、他の場所での事業は困難であると判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしていると判断いたしました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、また、申請地は水路や原野に囲まれた場所に位置しており、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について、説明を求め

ます。事務局。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定(20年間)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、添付書類として、地元水利組合の排水同意書を添付いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅、駐車場、通路用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、併用地として宅地があり、申請地と併せて売買予定となっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、宅地拡張・水路用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(贈与)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、申請人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議 長

続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。7番丹野義基委員願います。

7 番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件について報告いたします。去る4月5日に、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行ってきましたので、その結果を報告いたします。



申請人の住所、氏名、そして申請地等の所在や転用後の用途等については、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、自己住宅の分家住宅用地で、権利の移転設定の内容は、親子間の使用貸借権の設定となっております。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地なので、第1種農地であります。しかし、この案件につきましては、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、代替地の検討結果もあり、妥当と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続いて、担当委員举手願います。10番後藤義昭委員お願いします。

10番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、2番案件、3番案件について、去る4月5日に、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

12ページ、2番案件について、譲渡人、譲受人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、自己住宅、駐車場、通路用地であります。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）であります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林、宅地等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の規模の小集団農地の区域内にある農地であり、その他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は困難であると判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、問題はないとの意見をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて13ページ、3番案件について。譲渡人、譲受人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、宅地拡張、水路用地であります。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（贈与）であります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林、宅地等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の規模の小集団農地の区域内にある農地であり、その他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は、宅地を拡張する申請内容であり、他の場所では不可能と判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、問題はないとの意見をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番後藤義昭委員お願いします。

10番 議案第3号現況確認証明申請について、15ページになります。

1 番案件について、去る 4 月 5 日、7 番委員、事務局 2 名で現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。非農地となった経過及び理由については、議案書記載のとおりであります。全て非農地と判断いたしました。枝番 7 のみ、申請地目どおり山林と判断いたしました。枝番 1 から 6 及び枝番 8 から 11 は、原野と判断いたしました。以上報告いたします。

議 長 次、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号現況確認証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第 4 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号 1 番から番号 7 番までの 7 件について、相馬市農業委員会会議規則第 8 条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局           議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局よりご説明いたします。参考資料と赤字で書かれた資料の裏面をご覧ください。こちらは、農林水産省通知における非農地判断手続きの流れを図解で示したものになります。こちらの図の赤枠で囲まれた「農地」に該当するか否かの判断という箇所について、これから議決していただく訳ですが、判断の流れといたしましては、毎年農業委員会で実施している利用状況調査にて、農地としての復旧が困難及び耕作が難しい農地、いわゆるB分類農地として判断された農地について、所有者の方に対し、非農地判断を行う旨の事前通知をさせていただきます。その後、農業委員会で対象地の現地調査を行い、総会にて「農地」に該当するか否かの判断について議決をしていただきます。なお、農地に該当するか否かの判断基準につきましては、現況確認証明申請と同様の判断基準となっております。次に、非農地と判断された土地につきましては、土地所有者に対して「非農地通知書」を交付するとともに、法務局へ「非農地通知一覧表」を送付することとされています。それでは、参考資料と赤字で書かれた資料を表にしてご準備ください。事務局からの説明は、以上でございます。

議 長           続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番後藤義昭委員願います。

10番           議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、16ページになります。去る4月5日、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名で現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。すべて非農地と判断いたしました。番号1番から3番までは山林、4番から7番までは原野と判断いたしました。地区担当の推進委員からも、問題はないとのご意見をいただいております。以上です。

議 長           質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」 との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、委員報告のとおり「非農地」と判断することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり「非農地」と判断することに決せられました。

次に、議案第5号令和3年度第1号農用地利用集積計画についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から5番までの5件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号令和3年度第1号農用地利用集積計画について、番号1番から5番までの5件について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございまして、いずれも新規の利用権設定でございまして。番号5番について、経営農地がゼロとなっておりますが、父親からの名義変更、経営移譲によるものであり、以前から農業に従事しております。農業委員会の決定事項であります、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件はすべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号令和3年度第1号農  
用地利用集積計画については、同意することに決せられました。  
以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定した  
ことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご  
異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。  
以上をもちまして、第34回相馬市農業委員会総会を閉会とい  
たします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会      会 長      前 川   正 人

議事録署名委員      3 番      目 黒   正 一

議事録署名委員      5 番      佐 藤   雄 一